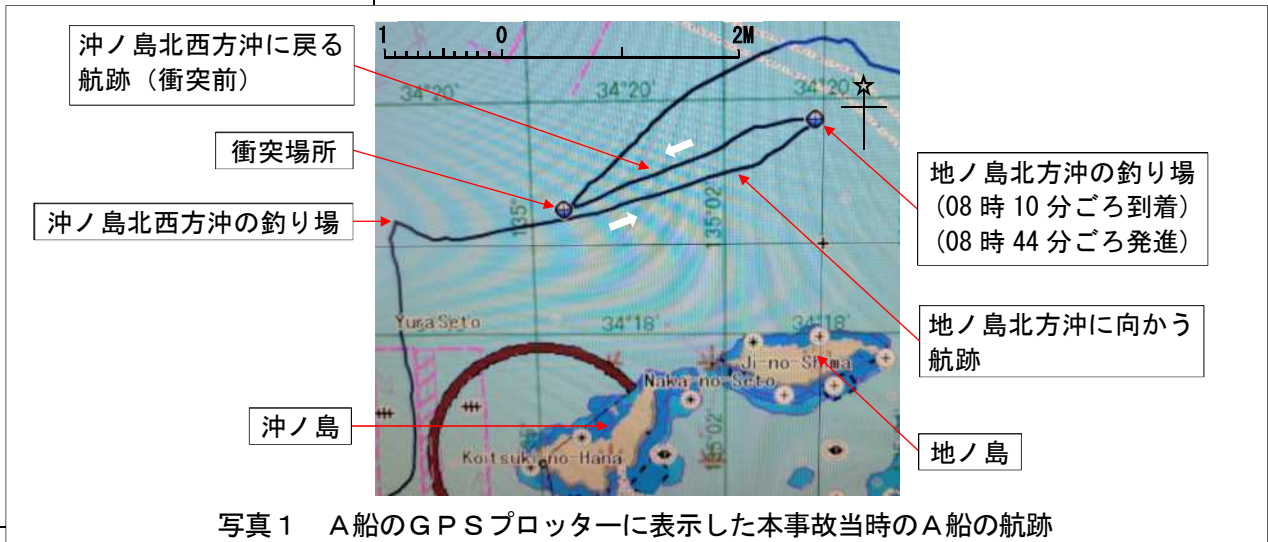


船舶事故調査報告書

令和4年5月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月12日 08時51分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島北方沖 友ヶ島灯台から真方位007° 2.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 19.1′ 東経135° 00.3）
事故の概要	遊漁船湊滉丸は、西南西進中、また、プレジャーボートSEAHAWKSは漂泊中、両船が衝突した。 SEAHAWKSは、船長及び同乗者2人が負傷し、左舷船尾部の破口等を生じ、また、湊滉丸は、船首部船底外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和3年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 湊滉丸、7.3トン TO2-3163（漁船登録番号）、個人所有 11.94m（Lr）×2.72m×0.83m、FRP ディーゼル機関、300.80kW、平成7年12月8日 第295-37478号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート SEAHAWKS、1.5トン 250-59421大阪、個人所有 5.60m（Lr）×2.24m×1.28m、FRP ガソリン機関、84.60kW、平成31年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 39歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成26年4月14日 免許証交付日 平成31年3月28日 （令和6年4月13日まで有効） B 船長B 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 令和3年3月22日 免許証交付日 令和3年3月22日 （令和8年3月21日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 3人（船長B、同乗者2人）
損傷	A 船首部船底外板及び右舷船首部外板に擦過傷、プロペラ翼の曲損 B 左舷船尾部から左舷中央部にかけて外板の破口及びブルワーク上部の脱落、操縦席屋根に圧壊、船外機に破損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 微弱な北東流
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、令和3年9月12日06時00分ごろ徳島県松茂町長原漁港の係留地を出航し、沖ノ島北西方沖の釣り場で遊漁を行った後、和歌山市地ノ島北方沖の釣り場に向かった。</p> <p>船長Aは、08時10分ごろ地ノ島北方沖に到着し、遊漁を行ったものの、釣果が悪く、沖ノ島北西方沖に戻ることにしたが、沖ノ島北西方沖から地ノ島北方沖に向かう往路で周囲の海上に流木やゴミ等の漂流物を認めていたので、沖ノ島北西方沖に戻る復路では同往路の北側の海域を航行することとした。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵とし、魚群探知機兼GPSプロッター、3Mレンジとしたレーダー等を作動させ、08時44分ごろ地ノ島北方沖を発進した。</p> <p>船長Aは、沖ノ島北西方沖に向かって西南西進を開始後、雨が降り出す中、船首方を目視及びレーダーで確認したが、他船を認めず、また、ふだん地ノ島北方沖と沖ノ島北西方沖の間の海域で釣りを行う他船を見掛けたことがなかったので、その後は、同海域に他船はいないと思い、約18.0ノットの対地速力で航行を続けた。</p> <p>船長Aは、雨が上がった後、GPSプロッターを見て、船首輝線が沖ノ島北西方沖の釣り場に向くように当て舵を取ったり、周囲を見回して漂流物を探したりしながら、西南西進中、08時51分ごろ、突然、船首から大きな音が聞こえ、船首方を見たところ、右舷船首方至近に海に飛び込む人の姿を認めた。</p> <p>（写真1 参照）</p>



船長Aは、主機を中立運転とし、船尾方を確認したところ、B船と海中に転落したB船の乗船者を認め、B船と衝突したことを知り、反転してB船のもとへ向かった。

船長Aは、A船の釣り客がB船の乗船者全員をA船に引き上げた後、船尾部が浸水したB船をA船に横抱きにし、118番通報を行うとともに知人に連絡して支援を依頼した。

A船の釣り客9人は、来援した船長Aの知人の船舶に移乗して長原漁港に帰航した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、06時00分ごろ地ノ島北方沖の釣り場に向けて大阪府泉佐野市の所属マリナーを出航した。

船長Bは、地ノ島北方沖の釣り船群の外側で釣りを行った後、同群から離れた場所で釣りを行おうと、08時15分ごろ同沖を発進して釣り場を探しながら西進し、沖ノ島北西方沖の釣り船群からも離れた同島北方沖で釣りをを行うこととした。

船長Bは、08時30分ごろ沖ノ島北方沖で船外機を中立運転とし、周囲の見張りをを行いながら釣りをを行い、南西方に潮上りを1回行った後、再び船外機を中立運転とし、操縦席右舷側の甲板に立って釣りを開始して間もなく、08時48分ごろ正船尾方から船首正面を見せて速い速力でB船に向かって航行するA船を認めた。

船長Bは、A船が船首正面を見せたままB船に向かって航行を続けていたが、以前に所属マリナーの知人などから釣り中に漁船が近づいてきて釣り場所について注意を受けることがあると聞いていたので、A船も何かを伝えるにB船に近づいてきていると思った。

船長Bは、左舷側の甲板で釣りを行っていた同乗者2人にA船が近づいてきていることを伝えた後、A船を見続けたが、A船が減速する気配を見せずB船に接近を続けていたので、08時50分ごろ衝突の危険を感じ、A船にB船の存在を知らせようと、同乗者と共に大声を出したり、手を振ったりしたが、効果はなかった。

船長Bは、A船との衝突は避けられないと考え、同乗者2人にA船の動きを最後までよく見て海に飛び込むように伝え、西南西方に向首したB船の左舷船尾部とA船の船首部とが衝突する直前、B船の右舷方の海に飛び込んだ。

B船の同乗者2人は、衝突直前にB船の左舷方の海に飛び込んだ。

船長B及び同乗者2人は、全員が膨張式救命胴衣を着用しており、同救命胴衣が膨張した状態で、A船に救助を求め、A船に引き上げられた。

船長Bは、所属マリナーに連絡した後、来援した同マリナーの救助艇に同乗者2人と共に移乗し、同艇でB船をえい航して同マリナーに帰航した。

	<p>船長B及び同乗者2人は、本事故後、身体の痛みがあり、後日、病院を受診したところ、船長B及び同乗者の1人が頸椎及び腰椎捻挫等と、もう1人の同乗者が右股関節挫傷等と診断された。</p> <p>(付図1 航行経路図、写真2 A船、写真3 B船、写真4 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>沖ノ島北方沖では、本事故当時、雨は降っていなかった。</p> <p>船長Aは、西南西進を開始後、船首方を目視及びレーダーで確認した際、雨が降って船首方が白くかすんでいた上、白い船体のB船が船尾をA船に向けた状態だったので、B船の船体が視認しづらく、また、レーダー画面上のB船の映像が小さく、B船に気付かなかったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、主機の運転音や船首が波を切る音でB船の乗船者の声は聞こえなかった。</p> <p>A船の前部甲板でクーラーボックス上に座っていた釣り客4人は、地ノ島北方沖を発進後、雨が降り出したので、その後はカッパを着用し、船尾方を向いて雨や風をしのいでおり、B船の存在には気付いていなかった。</p> <p>B船は、汽笛は装備されていなかったが、船長Bが着用していた救命胴衣には笛が備えられていた。</p> <p>船長Bは、釣り船群の内側は船舶が密集して危険であり、また、漁船の操業や遊漁船の釣行の邪魔にならないように、ふだん、釣り船群の外側か、釣り船群から離れた場所で釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、A船がB船に向かって航行している間、A船の操舵室の窓が見えていた。</p> <p>船長Bは、A船との衝突の危険を感じた際、船外機を使用して移動しようと思ったが、B船が移動した方向にA船が舵を切る可能性もあると考え、移動することができなかった。</p> <p>B船の乗船者は、衝突直前、できるだけ遠くに飛ぼうと勢いをつけて海に飛び込んだ際、身体の一部を捻^ねじるなどして負傷した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A あり、B なし</p> <p>A船は、沖ノ島北方沖において西南西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、GPSプロッターを見て針路を確認したり、周囲を見回して浮流物を探したりしながら、同じ針路で航行を続けたことから、前路で漂泊するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、沖ノ島北西方沖に向かって西南西進を開始後、船首方を目視及びレーダーで確認した際、他船を認めず、また、ふだん沖ノ島</p>

	<p>北方沖で釣りをを行う他船を見掛けたことがなかったことから、前路に他船はいないと思い込んだものと考えられる。</p> <p>船長Aは、雨が降って船首方が白くかすんだ状況下、船体が白く、FRP製の小型船舶であるB船が船尾をA船に向けた状態で漂泊しており、B船の船体が視認しづらく、また、レーダー画面上のB船の映像が小さくなっていたことから、船首方を目視及びレーダーで確認した際、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、沖ノ島北方沖において漂泊中、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船が何かを伝えにB船に近づいてきていると思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したのと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、沖ノ島北方沖において、A船が西南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、同じ針路で航行を続け、また、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船が何かを伝えにB船に近づいてきていると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したのと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、他船はいないとの思い込みを持つことなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ レーダーを装備した船舶の船長は、前路に船首や船尾を自船に向けて漂泊するFRP製の小型船舶が存在する場合、同小型船舶はレーダーで探知しづらくなるので、レーダーを適宜短距離レンジに切り替えながら航行すること。 ・ 小型船舶の船長は、自船に向けて航行する他船を認めた場合、予断を持たず、前広に救命胴衣に備えられた笛や携帯式エアホーン等を吹鳴して注意喚起を行い、また、必要に応じ、余裕のある時機に機関を使用して船体を移動させるなど衝突を避けるための措置を採ること。 ・ FRP製の小型船舶の船長は、他船のレーダーで自船の映像がより明確になるよう、レーダー反射器をできる限り高い位置に取り付けることが望ましい。

付図1 航行経路図

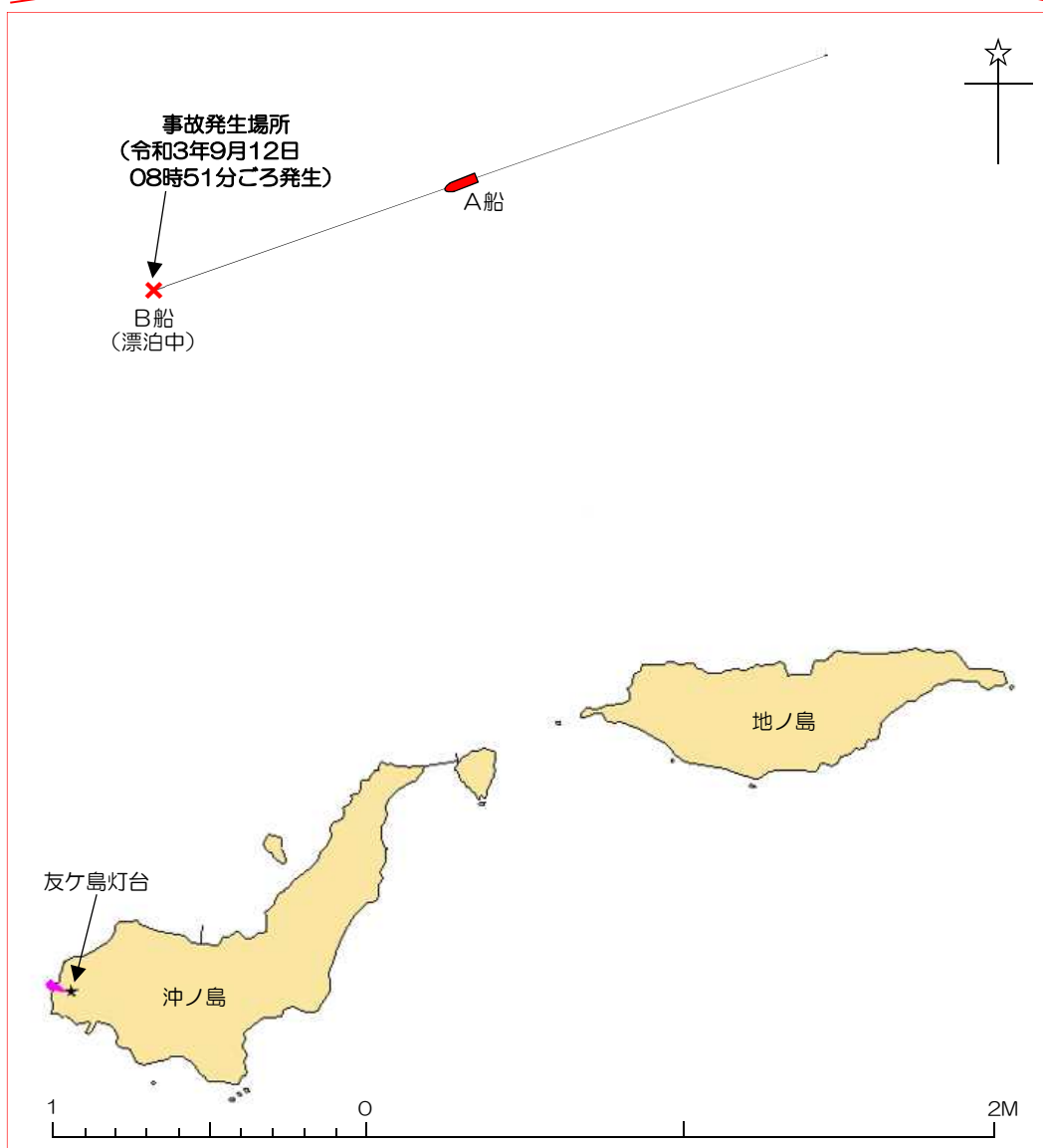


写真2 A船



写真3 B船

圧壊した操縦席屋根



写真4 B船の損傷状況



圧壊した操縦席屋根

船首方